

三芳町住居等における物の堆積等に起因する不良な生活環境の改善に関する条例に対する町の考え方について

町の考え方を下記の通り取りまとめましたのでお知らせします。

パブリック・コメント案件： 三芳町住居等における物の堆積等に起因する不良な生活環境の改善に関する条例		
担当課：環境課	メールアドレス：kankyo@town.saitama-miyoshi.lg.jp	
提出された意見の件数	3件（うち同一の意見0件）	
対応状況	原案の修正部分 条例名及び条文の追加	
素案に対する意見等	対応方針	町の考え方
標記の条例名が長すぎるので、もう少し簡素でわかりやすい条例名に変更できないでしょうか	ご指摘いただいた条例名につきましては、内容にあったわかりやすい簡素な条例名へ変更を検討いたします。	「三芳町住居等における物の堆積等に起因する不良な生活環境の改善に関する条例」は、住居等における物の堆積又は放置に起因する不良な生活環境の発生を防止するとともに、それを改善するための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、安全で快適な生活環境を確保することを目的に制定するものです。 町民の皆様にご理解いただけるわかりやすい条例名を考えていきます。
条例本文中 第2条 第4号 所有者等の定義が「特定居住物件等の所有者等又は管理者をいう。」 となっていますが、占有者も含むべきではないでしょうか	ご指摘いただいた「占有者」の追記につきまして、記載いたします。	所有者・管理者の他、様々な形態があることを踏まえ、占有者の文言を追加したいと考えます。

<p>条例 本文中 第7条 （関係団体及び事業者の 責務）とありますが、事業 者の責務の記載がないの で載せるべきではないで しょうか</p>	<p>ご指摘いただいた「事業 者の責務について、第7 条第2項として追加い たします。</p>	<p>関係団体と同様に事業者の責 務の記載を追加したいと考え ます。</p>
---	---	--